

総務委員会

総務調査室

I 所管事項の動向

1 地方行政

(1) 第33次地方制度調査会の動向

ア 経緯

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への対応においては、国と地方及び地方公共団体相互間で、①医療提供体制の確立や休業要請の在り方等をめぐり、意見の相違や連携不足が顕在化したこと、②複数のシステムが併存・急造されることで、各所に混乱や作業負担が生じたこと等、「地方自治」「地方分権」を重視する意識が施策の円滑・効果的な実施の支障となっているとの指摘がなされた。

このようなことを背景として、令和4年1月14日、第33次地方制度調査会が発足し、同日、岸田内閣総理大臣から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。」との諮問が行われた。

イ 審議の動向

第33次地方制度調査会では、専門小委員会において、諮問事項に関する現状と課題等について審議が進められた後、6月3日の第2回総会において、「第33次地方制度調査会の審議項目」が取りまとめられた。その主な内容は次のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 DXの進展及び感染症対応で直面した課題やポストコロナの経済社会への対応2 国と地方公共団体及び地方公共団体間の関係3 その他の必要な地方制度のあり方（地方議会のあり方について等） |
|---|

その後、同調査会では、専門小委員会において、審議項目1についての審議を行うとともに、各議長会から早期の審議が求められた審議項目3の「地方議会のあり方」について審議を進め、12月28日、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を取りまとめた（答申の内容については1(4)イ参照）。

今後、同調査会においては、令和5年1月以降に審議項目2についての議論を本格化させ、同年末までに答申を取りまとめる見通しとされている¹。

なお、審議項目2に関しては、「骨太の方針2022²」において、「総務省は、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、将来の地域住民サービスを見据え、国・地方間、地方自治体間の役割分担や連携を明確化する観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める」とされており、今後の地方制度調査会における議論によっては、地方自治法（昭和22年法律

¹ 『時事通信社 iJAMP』（2022. 11. 29）

² 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）

第67号)を始めとする関連法律の改正につながる可能性がある。

(2) 地方公共団体情報システムの標準化

ア 標準化法の制定

地方公共団体においては、業務の遂行に当たって、様々な情報システム(住民基本台帳、地方税等)が活用されている。これらの情報システムは、各団体が独自にカスタマイズを行っているため、維持管理や制度改正時の改修などについて、各団体が個別に対応せざるを得ず、人的・財政的な負担となっている。また、今般の感染症対応において、国・地方の情報システムがそれぞれ異なり、横断的なデータの活用が十分にできないなどの課題が表面化したため、地方公共団体の情報システムの標準化を推進する必要性が高まった。

こうしたことを受け、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)が成立し、標準化対象事務³を処理する地方公共団体の情報システムについて、国が定める標準化基準に適合した標準準拠システムの利用が義務付けられることとなった。

イ 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定

政府は、令和4年10月、標準化法第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項を定めた「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定した。

基本方針では、令和7年度までに、ガバメントクラウド⁴を活用した標準準拠システムへの移行を目指すとし、令和5年4月から令和8年3月までを、国が移行に必要な支援を積極的に行う「移行支援期間」と位置付けた。その上で、デジタル庁は、総務省とともに、全団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に取り組むこととされ、総務省は、デジタル庁とともに、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成することとされた。このほか、デジタル基盤改革支援補助金による標準準拠システムへの移行経費(導入経費)の補助(上限額の範囲で補助率10/10)について、ガバメントクラウド以外の環境に構築された標準準拠システムへの移行であっても、一定の条件を満たす場合には例外的に対象に含める方向で検討する旨が明記された。

一方、同補助金については、市町村から、既存システムの契約解除に伴う違約金等を含めた移行に伴う費用の増大について、非常に大きな懸念が示されており、補助金の予算の拡充や補助上限額の見直し、交付対象の拡大等が要望されている⁵。

³ 政令(令和4年1月制定・施行)により、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20事務が標準化対象事務として定められた。

⁴ 政府共通のクラウドサービスの利用環境をいう。

⁵ 「令和5年度予算編成及び地方財政対策について」(令和4年12月20日地方六団体)

(3) マイナンバーカードの普及促進

ア 普及促進に向けた取組

マイナンバーカードは、マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月から交付が開始されたもので、マイナンバーを証明する書類や公的な身分証明書として利用できるほか、電子証明書が標準的に搭載されていることから、行政手続のオンライン申請や民間のオンライン取引等にも利用することができる。このため、政府は、マイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置付け、令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、普及の加速化等の取組を推進している。具体的には、令和3年10月に健康保険証としての利用の本格運用を開始⁶したほか、①電子証明書のスマートフォンへの搭載（令和4年度中）、②国外継続利用（令和6年度中）、③運転免許証との一体化（令和6年度末）、④在留カードとの一体化（令和7年度）等を推進するなど、マイナンバーカードの利便性向上のための取組等を進めている⁷。

また、総務省⁸においては、市町村における交付体制の充実のために必要な窓口の増設等の経費を支援しているほか、令和2年7月からマイナポイント第1弾、令和4年1月からマイナポイント第2弾を実施している。

イ マイナポイント第2弾の実施・延長

マイナポイント第2弾（予算額約1.8兆円）では、①カードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、③公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイントが付与されている（①は令和4年1月1日開始、②③は同年6月30日開始）。

この事業の対象となるのは、当初は令和4年9月末までのカード取得申請者となっていたが、総務省は、9月20日、申請期限を同年12月末まで延長することを決定した。

さらに、延長後の申請期限が迫る12月20日には、カード交付に係る市町村窓口の混雑解消を図るためとして、申請期限を令和5年2月末まで再延長することを発表した。加えて、当初令和5年2月末までとされていたポイントの申込期限についても、延長後のカード取得申請者が適切にポイントの申込みができるよう延長することを検討している⁹。

なお、カードの交付枚数は、令和4年12月末時点で約7,191万枚（人口に対する割合57.1%）、申請受付件数は、令和5年1月4日時点で約8,300万件（人口に対する割合65.9%）となっている。

⁶ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において、現在の健康保険証は、マイナンバーカードの取得の徹底、カードの手続・様式の見直しの検討等を進めた上で、令和6年秋の廃止を目指すとの方針が示されている。

⁷ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

⁸ 令和3年9月のデジタル庁の設置に伴い、マイナンバーカードの利用に関する事務はデジタル庁が担うこととされ、総務省はマイナンバーカードの発行、交付及び管理に関する事務を担うこととされた。

⁹ 『時事通信社 iJAMP』（2022.12.20）

(4) 地方議会

ア 議員のなり手不足への対応

地方議会に関しては、統一地方選挙における立候補者数の減少や無投票当選の増加が顕著であるなど、地方議会議員のなり手不足が課題となっており、第32次地方制度調査会等において、対応策の検討が行われた。

第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）では、議員のなり手不足の要因として、①議員の位置付けが不明確であること、②議員の請負禁止の範囲が不明確¹⁰であること、③立候補時の休暇・休職制度が未整備であること等を指摘し、特に、②については、禁止の対象となる請負範囲を明確化するとともに、個人の請負に関する規制（地方公共団体と取引のある個人が当該団体の議会議員になることを全面的に禁止）について、その緩和を検討する必要があると提言した。

同答申を受け、与野党で協議が続けられた結果、令和4年12月、請負の定義を明確化するとともに、地方公共団体と取引のある個人も、取引額が政令で定める額（年間300万円の見込み）以下であれば議員との兼業を可能とすること等を内容とする改正地方自治法（議員立法）が成立した。

イ 第33次地方制度調査会の答申

既述のとおり、第33次地方制度調査会においては、「地方議会のあり方」について審議が進められ、令和4年12月28日、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が取りまとめられた。

答申は、議員構成が性別や年齢の面で多様性を欠いていることなど、議会についての現状認識と課題を整理した。その上で、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現するために各議会等で取組が必要な事項を示すとともに、①議会の位置付け等の明確化、②立候補環境の整備、③議会のデジタル化について提言した。このうち、①については、議会の重要性が改めて認識されるよう、議会の位置付け（住民が選んだ議員で組織されること）や役割・責任（地方公共団体の重要な意思決定に関する議決を行うこと等）、議員の職務などを地方自治法に規定することを提案している。

今後、同答申を踏まえ、今国会に地方自治法の改正案が提出される予定である。

(5) 地方公務員制度

ア 会計年度任用職員

(7) 会計年度任用職員制度の創設

地方公共団体においては、財政難や行政改革の推進等により、常勤職員が大幅に減少する一方、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員（特別職非常勤職員、臨時的任用職員、一般職非常勤職員）が増加していった。

¹⁰ 判例では、地方自治法上、議員が禁止されている地方公共団体に対する「請負」は、民法上の「請負」よりも広く解されており、経済的営利的取引関係にあること及び一定の時間的継続性・反復性を有することを要するとされている。

臨時・非常勤職員が地方行政の重要な担い手となる反面、①通常の事務補助職員も「特別職」で任用している、②採用方法が不明確で一般職非常勤職員としての任用が進まない、③労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができないなどの課題が指摘されていた。

そこで、平成29年に、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化を図るほか、一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度を創設し、採用方法や任期等に関する規定を整備するとともに、期末手当の支給を可能とする法改正¹¹が行われた（令和2年4月1日施行）。

(イ) 制度の施行状況

総務省の調査¹²によれば、令和2年4月1日現在の臨時・非常勤職員は約69.4万人（平成28年度調査比5.1万人増）となっている。このうち会計年度任用職員は約62.2万人（同45.5万人増¹³）であり、その約9割がパートタイムで任用されているが、単に財政上の制約を理由としたフルタイムでの任用の抑制は見られないとしている¹⁴。また、同調査によれば、約2割の団体は制度施行前よりも給料水準が下がった職種があるとしているが、その多くが給与決定原則を踏まえ適正化した結果としている。

一方で、期末手当の支給のために給料の引下げ等を行っている団体も存在し、会計年度任用職員制度の施行により働く環境が厳しくなっているとの報道¹⁵がある。

(ウ) 勤勉手当の取扱いの動向

会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関しては、フルタイムの会計年度任用職員は、地方自治法上、勤勉手当の支給を可能とする規定があるものの、総務省の会計年度任用職員制度に係るマニュアル¹⁶において支給しないことが基本とされている。パートタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上、勤勉手当を支給することが規定されていない。

これは、制度創設の当初、支給実績が広がっていない国の非常勤職員との取扱いとの均衡や、各地方公共団体の期末手当の定着状況なども踏まえた上での検討課題とされていたためである。しかし、会計年度任用職員制度の運用開始から2年以上経過し、各地方公共団体における期末手当の支給について一定の定着が見られること¹⁷や、国の非常勤職員の取扱いとの均衡¹⁸の観点から、勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の改正等が見込まれている¹⁹。

¹¹ 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）

¹² 総務省「会計年度任用職員制度等に関する調査結果」（施行状況の概要等）（令和2年4月1日時点）

¹³ 平成28年は一般職非常勤職員

¹⁴ なお、会計年度任用職員のうち、女性の割合は全体の約8割を占める。

¹⁵ 『京都新聞』（2021.8.10）、『日本経済新聞』（2021.9.20）等

¹⁶ 「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」（平成30年10月 総務省自治行政局公務員部）

¹⁷ 第144回提案募集検討専門部会（令和4年10月13日）における総務省資料によれば、令和3年4月1日現在において99.3%の団体が期末手当を支給している。

¹⁸ 国の非常勤職員においては、支給対象となっている全員に対して勤勉手当が支給されているとの報道がある（『時事通信社 iJAMP』（2022.11.16））。

¹⁹ 地方分権改革に関する令和4年の地方からの提案において、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給を可能とする見直しを求める提案があり、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、令和4年度中に結論を得ることとされていた。

イ 地方公務員の定年延長

(7) 地方公務員法改正の趣旨

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について、令和5年度から定年を段階的に引き上げるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図る新たな制度を設ける「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第61号）が、令和3年6月4日に成立した。

これに合わせ、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされている地方公務員についても、同日、①管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入、②情報提供・意思確認制度²⁰の新設等、国家公務員と同様の措置を講ずる「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和3年法律第63号）が成立した。

国家公務員の定年の段階的引上げ

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(4) 定年引上げの施行に向けた総務省の通知等

各地方公共団体においては、令和5年度の制度施行に向け、定年引上げに関する計画的な検討・準備を行う必要があることから、総務省は、各団体に対し、その運用に当たり留意すべき事項等についての通知²¹を発出している。

その中で、①国家公務員の定年と同様に、地方公務員の定年を引き上げる条例を定める必要があること、②国家公務員において、60歳を超えた職員については当分の間の措置として給与水準が7割に設定されている（以下「俸給月額7割措置」という。）ことを考慮し、地方公務員の給与についても国家公務員の取扱いに基づき、条例を定める必要があること等を示した。このほか、各団体において、令和4年度及び令和5年度に重点的に取り組むべき事項として、③高齢期職員の活躍を推進するための取組、④定年引上げに伴う計画的な定員管理を掲げている。

他方、定年引上げ期間中は、原則として定年退職者が2年に一度しか生じないことを踏まえ、地方公共団体は、当該期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続することができるよう、地方財政措置を講ずることを求めている²²。

(ウ) 給与制度の見直しに向けて（人事院勧告（令和4年8月8日））

国家公務員については、俸給月額7割措置を講ずることとされていることから、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を順次講ずることとされている²³。

²⁰ 職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供を行った上で、60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるもの。

²¹ 「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（令和3年8月31日）、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について（通知）」（令和4年3月31日）等

²² 全国知事会「国の施策並びに予算に関する提案・要望」（令和4年7月29日）

²³ 「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第61号）附則第16条

令和4年8月の人事院勧告においては、65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準（給与カーブ）等について、令和5年夏に具体的措置についての骨格案を示すことができるよう検討を進め、令和6年に、必要な給与制度上の措置の成案を示すこととされた。

地方公務員についても、国家公務員に関する制度の検討の状況に鑑み、必要な検討を行う可能性があることについて留意するよう通知²⁴が発出されている。

2 地方財政

令和5年度地方財政対策

政府は、令和5年度の地方財政の運営方針を定める令和5年度地方財政対策を令和4年12月23日に決定した。今後、この地方財政対策を踏まえ、令和5年度地方財政計画が策定されるとともに、同計画を踏まえ、地方交付税法等改正案が立案され、今国会に提出されることとなる。

令和5年度地方財政対策の主な内容は、次のとおりである。

ア 一般財源総額の確保

令和5年度の一般財源（使途の制限がない地方税、地方交付税等）の総額は、前年度比1.2兆円増の65.1兆円であり、水準超経費²⁵を除く交付団体ベースで前年度比0.2兆円増の62.2兆円が確保された。このうち、地方税は、過去最高額の42.9兆円（前年度比1.6兆円増）となり、地方譲与税は、2.6兆円（前年度比0.0兆円増）となった。また、地方交付税は、令和4年度からの繰越金1.4兆円も活用し、平成16年度以降の最高額となる18.4兆円（前年度比0.3兆円増）が確保された。

イ 地方財政の健全化

令和5年度は、地方税・地方譲与税の増加（前年度比1.6兆円増）や地方交付税法定率分の増加（前年度比1.2兆円増）等により財源不足が前年度比0.6兆円減の2.0兆円まで減少した。これに伴い、財源不足に対処するために発行する臨時財政対策債（赤字地方債）が前年度比0.8兆円減の1.0兆円へと抑制され、令和5年度末の累積残高も前年度末から2.9兆円減少し、49.1兆円となる見込みとなっている。

また、交付税特別会計借入金（令和4年度末残高29.6兆円）については、既定の償還額0.5兆円に加え、0.8兆円を前倒しして償還するとともに、令和2年度第3次補正予算に係る国税減額補正精算分²⁶についても、0.5兆円を前倒しして精算することとした。

²⁴ 「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について（通知）」（令和4年3月31日）

²⁵ 地方交付税の交付を受けない地方団体（不交付団体）の財源超過額に相当する額である。なお、地方財政計画においては、地方財源を適切に確保するための技術的な措置として、当該額を「地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費」（水準超経費）という項目を立てて歳出に計上する取扱いが行われている。

²⁶ 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額分の補填に要した額2.6兆円（国が全額補填）のうち、地方負担分1.8兆円について、令和9年度から26年度までの各年度の地方交付税総額から減額して精算するもの。

ウ 地域のデジタル化の推進

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、地方財政計画の「地域デジタル社会推進費」（令和3年度及び4年度各2,000億円）について、事業期間を延長（令和5年度～7年度）するとともに、マイナンバーカード利活用特別分²⁷として令和5年度及び6年度にそれぞれ500億円増額することとした。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」（平成27年度～令和4年度：各1兆円）を「地方創生推進費（仮称）」に名称変更した上で、地方創生推進費（仮称）と地域デジタル社会推進費を内訳とする「デジタル田園都市国家構想事業費（仮称）」（1兆2,500億円）を創設することとした。

エ 地域の脱炭素化の推進

「GX実現に向けた基本方針」（令和4年12月22日GX実行会議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費（仮称）」（事業費1,000億円）を計上し、脱炭素化推進事業債（仮称）（充当率90%、交付税措置率30%～50%）を創設することとした。また、公営企業についても、脱炭素化推進事業債（仮称）と同様の措置を講ずるなど、地方財政措置を拡充することとした。

オ 物価高騰への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）を700億円増額するほか、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、①津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）について17%、②公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）について18%、それぞれ建築単価の上限を引き上げることとした。

3 地方税

(1) 政府税制調査会への諮問

令和3年10月4日に発足した岸田内閣は、基本方針（令和3年10月4日閣議決定）において、『成長と分配の好循環』と、デジタル化など新型コロナによってもたらされた社会変革の芽を大きく育て、『コロナ後の新しい社会の開拓』をコンセプトとした、新しい資本主義を実現していく」とした。

翌月12日、岸田内閣総理大臣は、新しい資本主義を実現するため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を行うよう政府税制調査会に諮問した。

²⁷ マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費を算定（人口を基礎とし、マイナンバーカードの交付率に応じて割増し）するもの。

当該諮問を踏まえ、同調査会において、有識者からヒアリングを行うなど、答申の策定に向けた議論が行われている。

(2) 地方法人課税に関する検討会

令和4年度税制改正に向けて取りまとめられた与党の令和4年度税制改正大綱（令和3年12月 自由民主党、公明党）の基本的考え方においては、経済社会の構造変化に伴う外形標準課税の適用対象法人の在り方のほか、令和3年10月のOECD/G20「BEPS²⁸包摂的枠組み」における国際的な合意の実施に向けた国・地方の法人課税制度を念頭に置いた対応の検討を行うことが明記された。

これを踏まえ、地方法人課税に関する諸課題について検討を行うため、地方財政審議会に「地方法人課税に関する検討会」が設置され、令和4年11月には中間整理が取りまとめられた。その後、「令和5年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（同年11月15日）において、外形標準課税の適用対象法人の在り方、国際課税に関する地方税の対応について、引き続き検討することが示された。

(3) 令和5年度税制改正要望

我が国の経済は、今後も感染症の再拡大やロシアによるウクライナ侵略の長期化に伴う原油価格・物価の更なる高騰の可能性など予断を許さない状況は続くと思われている。

こうした状況下、令和4年6月7日に閣議決定された「骨太の方針2022」においては、「成長と分配の好循環」を早期に実現させる観点から、新しい資本主義に向けた改革として、個人金融資産を「貯蓄から投資」へ促すため、「資産所得倍増プラン」を令和4年末に策定するとされた。

その他にも、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般の見直しを推進するとともに、納税環境の整備と適正・公平な課税の取組の強化や新たな国際課税ルールへの対応を進めること等が明記された。

その後、令和4年8月末までに各府省庁から、令和5年度税制改正に向けた地方税に係る改正要望が総務省に提出された。主な改正要望としては、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充、森林環境譲与税の見直しの検討、新たな国際課税制度への対応、自動車税及び軽自動車税の見直し等であった。

(4) 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

我が国においては、コロナ禍からの世界経済の回復等に伴う原油価格高騰、ロシアのウクライナ侵略が世界の原油価格や需要に影響を与える懸念等から、数次にわたり経済対策が講じられてきたところである²⁹。

²⁸ Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）：多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題

²⁹ コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）等

しかし、我が国経済は、ロシアのウクライナ侵略を背景として、国際的な原材料価格の上昇や円安が国民生活や事業活動に影響を及ぼしており、加えて、世界規模の物価高騰が見られる中、各国における金融引締めの影響等から世界的な景気後退が懸念されている。こうした状況を踏まえ、令和4年10月28日、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とした総合的な対策として、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定された。

同経済対策においては、資産所得の倍増として、個人金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISAの抜本的拡充・恒久化を検討するとともに、個人型確定拠出年金（iDeCo）制度の改革について検討し、令和5年度税制改正において結論を得ること等が明記された。

(5) 資産所得倍増プラン

骨太の方針2022を踏まえ、新しい資本主義実現会議は令和4年11月28日、「資産所得倍増プラン」を決定した。資産所得倍増プランにおいては、家計の資産所得の倍増を図るため、今後5年間で、NISAの総口座数と買付額を倍増させること等を目標に掲げ、家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化等の取組を推進することとされた。

(6) 令和5年度税制改正大綱

令和5年度与党税制改正大綱（令和4年12月16日 自由民主党、公明党。以下「令和5年度与党大綱」という。）においては、地方税に係る主なものとして、資産所得倍増プラン実現の観点からのNISAの抜本的拡充・恒久化、国際合意に沿った新たな国際課税ルールへの対応、次世代自動車に関する政府目標等を踏まえた車体課税の見直し、課税・徴収関係の整備・適正化等が示された。

これを受けて政府は、令和4年12月23日、令和5年度与党大綱のうち令和5年度税制改正の具体的内容に係るものを「令和5年度税制改正の大綱」として閣議決定した。

4 行政の基本的制度

行政不服審査制度

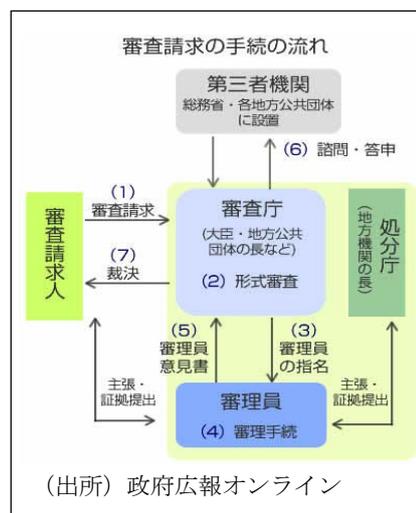
(1) 現行制度の概要

現在の行政不服審査制度は、旧「行政不服審査法」を約50年ぶりに大幅に見直し、公正性・利便性の観点から、①審理員制度及び第三者機関への諮問制度の導入、②不服申立て手続の審査請求への一元化³⁰、③審査請求期間の延長³¹等が行われた平成26年改正後の新

³⁰ 処分庁に対する異議申立て制度の廃止

³¹ 60日から3か月に延長

法³²(平成28年4月1日施行)に基づき運用されており、
 手続の流れはおおむね右図に示すとおりである。



(2) 行政不服審査法の運用の改善

上記改正時には、衆議院修正により5年後の見直し規定(改正法附則第6条)が設けられていたため、これに基づき、改正法の施行状況及びその課題・改善の方向性等について令和3年5月に設置された「行政不服審査法の改善に向けた検討会」において検討が行われ、令和4年1月に「最終報告」が取りまとめられている。同報告では、法改正のねらいや目標、制度趣旨に沿った運用が徹底できていない、運用が表面的との指摘がされ、運用面で積極的な改善を図るべき事項として、①審理手続の担い手の確保・育成、②不服申立てに関わる各主体の体制の整備、③運用マニュアルに沿った手続の徹底、④国民に対する情報提供及び審査庁・処分庁間の連携の推進、⑤行政不服審査会等の答申における付言³³の活用が挙げられた。

また、これらに関するものを含め、先進的な府省等や団体の経験、部局や団体の枠を超えた積極的な取組については、総務省が横展開を行うべきであるとした。

5 情報通信

(1) 固定通信技術の発展

ア ブロードバンドの普及及び電話のIP化

現在、光ファイバーを用いた通信方式(F T T H)等のブロードバンド環境の整備が進んだことにより、動画等の大容量の情報をやり取りすることも可能となった。また、固定電話においても、従来型の電話からF T T H等の回線を用いて提供するI P電話へと置き換わってきている。N T T東日本及びN T T西日本(N T T東西)は、令和6年1月1日から、固定電話のI P網への移行を開始し、同年中には完全移行される見込みである。

イ ユニバーサルサービス制度

加入電話³⁴、公衆電話及び緊急通報は国民生活に不可欠であるため、電気通信事業法によ

³² 「行政不服審査法」(平成26年法律第68号)のほか、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第69号)及び「行政手続法の一部を改正する法律」(平成26年法律第70号)が成立した。

³³ 第三者機関の答申において、審査庁又は処分庁の答申における処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、審理手続等が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、本論中又は「付言」との項を設けて、問題点を指摘し、必要な措置を講じることなどを求めることがある。

³⁴ アナログ回線及び一部の光I P電話

り、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスである「ユニバーサルサービス」に位置付けられている。

NTT東西には、電話をあまねく日本全国に提供する責務が課されているが、NTT東西だけではコストを負担することは困難となり、平成14年、NTT東西の設備を利用する他の事業者が負担金を拠出し、赤字の一部を補填する制度（ユニバーサルサービス制度）が創設された。なお、多くの事業者は負担金を利用者に転嫁している。

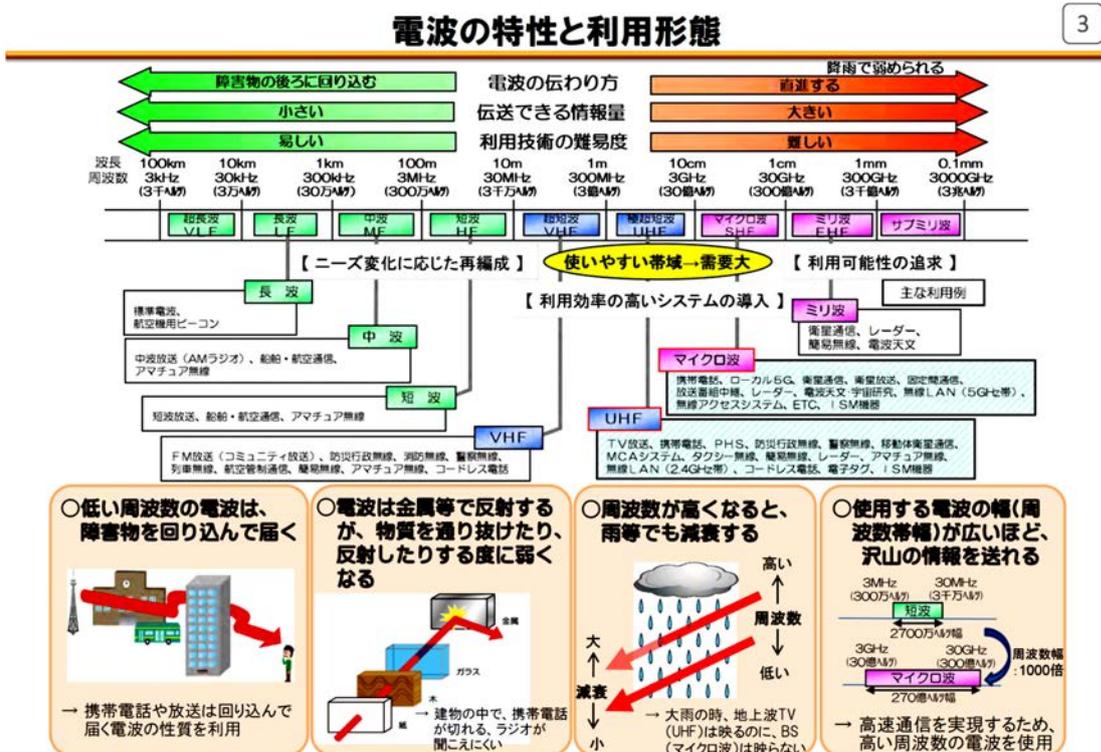
また、インターネットの普及状況を踏まえ、令和4年、有線ブロードバンドサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付ける同法の改正が行われた。

(2) 移動通信技術の発展

ア 携帯電話等の通信技術

現在、大容量の高速通信により動画の視聴等も可能な4Gが広く普及しており、今後、技術の進歩により、通信にあまり利用されていなかったSub6やミリ波と呼ばれる高周波数帯の広い帯域を使用することで、高速大容量・低遅延・多数同時接続が可能となる5Gが自動運転、遠隔医療、工場の自動化など、様々な分野での活用が期待されている。

大手携帯電話事業者は令和2年3月下旬から5Gの携帯電話サービスを開始しており、総務省が令和4年3月29日に公表した「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」では、5Gの人口カバー率について、2023年度末までに全国95%（2020年度末実績：30%台）、全市区町村に5G基地局を整備、2025年度末までに全国97%、各都道府県90%程度以上を目指すこととしている。



(出所) 総務省「情報通信経済研究会」(第1回)(令和3年9月1日)配付資料

イ 電波の有効利用

携帯電話、特にスマートフォンの普及により、電波の需要が急増したことを背景に、電波の有効利用の取組が行われている。

平成23年、地上波テレビ放送のデジタル方式への移行により使用周波数がコンパクト化され、空いた周波数が携帯電話事業者等へ割り当てられた。

また、令和元年の電波法改正では、一定の周波数帯について、経済的価値を踏まえた周波数割当手続³⁵が導入され、令和4年の電波法改正では、携帯電話に係る電波の再割当制度³⁶が整備された。

ウ 周波数オークション

周波数オークションとは、周波数を割り当てる際に入札を実施し、最高価格を提示した者を有資格者とする制度のことである。OECDに加盟する38か国の中で日本以外の37か国が導入している割当方式であり、我が国においても、総務省の「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、割当方式の1つとして検討されてきた。

令和4年3月に公表された同検討会の第1次取りまとめでは、周波数オークションは現行の方式と比較し、選考過程の透明性確保に加え、事業者の裁量が増えることによるイノベーションの促進というメリットがあるが、資金力の大きい事業者への周波数の集中や落札額の高騰による事業者のインフラ整備が遅れることなどのデメリットも指摘された。その後、同年12月に公表された「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会取りまとめ」では、現行の方式に加えて、ミリ波等の高い周波数帯や他の無線システムとの周波数共有が必要となる周波数帯については、現行の割当方式より周波数の利用に係る条件を緩和し、周波数の経済的価値をより高く評価する者に周波数を割り当てる「条件付きオークション」を選択可能となるよう、検討を進めることが適当であるとしている。また、その際には、携帯電話料金の値下げが進展する中、条件付きオークションを実施することに伴う事業者の更なる負担増によって、通信インフラの整備・高度化や安全・信頼性を確保するための対策等が停滞することのないよう留意する必要があるとしている。

(3) 非常時における携帯電話事業者間でのローミングの導入に向けた検討

総務省は、自然災害や通信障害³⁷に関する事故が起きた際にも利用者が他社の通信網を使って緊急通報をはじめとする通話・データ通信をできるようにする「ローミング」の導入に向けた「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」を令和4年9月28日より開催し、同年12月に同検討会は第一次報告書を公表した。

同報告書では、基本方針として、非常時において一般の通話やデータ通信、緊急通報機

³⁵ 基地局の開設計画に申請者が周波数の経済的価値を踏まえて申請する金額（特定基地局開設料）を記載して提出させ、総務大臣は、この申請金額も審査項目の一つとして開設計画を審査・認定する。

³⁶ 電波の有効利用の評価の結果が一定の基準を満たしていないと認めるとき、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき等に再割当てができるようにする制度。

³⁷ 電気通信事業法等に定める重大事故に該当する通信障害が、令和4年7月にKDD I、8月にNTT西、9月には楽天モバイルにおいて発生した。

関からの呼び返しが可能となるような事業者間ローミングをできる限り早期に導入することとしており、また、事業者間の料金精算や利用者の料金・サービスの在り方等の運用ルールについては、同検討会に作業班を設置して、詳細検討を進め、令和5年春頃までに同検討会に第一次報告を行うこととしている。

(4) 利用者情報の保護

令和3年、LINEにおいて情報管理体制に不備があったことが発覚したこと、また、利用者がウェブサイトにアクセスした時、サービスの提供元に利用者のデータが送信されるだけでなく、閲覧履歴等の個人が特定できない情報（Cookie）については、利用者の意識していないところで第三者に送信され、ターゲティング広告等に利用されていることが問題となった。そのため、令和4年、一定の規模以上の電気通信事業者に対して、利用者に関する情報を取り扱うための社内ルールの作成等の義務化や、利用者に関する情報を外部に送信する際の確認の機会の付与の義務化等を盛り込んだ電気通信事業法の改正が行われた。

6 放送

(1) マスメディア集中排除原則及び放送対象地域の見直し

ア 現状と課題

放送法においては、「電波の有限希少性」と「放送の社会的影響力」に鑑み、放送の「多元性」「多様性」及び「地域性」を確保するため、一の基幹放送事業者が自ら又は「支配関係」を有する者³⁸を通じて2以上の基幹放送を行うことが、総務省令³⁹で定める基準⁴⁰により原則として禁止されている（マスメディア集中排除原則）。なお、認定放送持株会社については、放送対象地域⁴¹が重複しない場合、12を超えない地域において地上基幹放送事業者を関係会社として保有できる特例が設けられている（12地域特例）⁴²。

しかし、ブロードバンドやスマートフォン、インターネット配信等が普及する中、特にローカル局において経営が厳しくなっていることから、「規制改革実施計画⁴³」において、放送事業者等の要望を把握し、経営の自由度を高める規制・制度改革を幅広く検討することが求められた。総務省は、令和2年9月より地上テレビジョン放送事業者127社に対して調査を行い、18社からマスメディア集中排除原則の緩和が、6社から放送対象地域の見直

³⁸ 基幹放送事業者を支配する者（親会社等）、基幹放送事業者が支配する者（子会社等）及び基幹放送事業者と同一の親会社等を有する者（いわゆる兄弟会社等）。なお、「支配関係」の基準については脚注40参照。

³⁹ 「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」（平成27年総務省令第26号）

⁴⁰ 「支配関係」に該当する基準（地上基幹放送の場合）として、議決権保有割合について、放送対象地域が重複する場合は1/10超、重複しない場合は1/3超（認定放送持株会社は一律1/10超。）の議決権保有を「支配関係」とするほか、役員兼任割合について規制されている。

⁴¹ 同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域（放送法第91条第2項第2号）。

⁴² 議決権1/10超～1/3以下の保有の関係会社は制限の対象とされない。

⁴³ 令和2年7月17日閣議決定

しが要望された。また、「情報通信行政に対する若手からの提言⁴⁴」においては、複数の放送事業者による放送ネットワークの整備・運用を可能とする仕組みの導入が提言された。

イ デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

上記調査や提言等を受けて、総務省は、令和3年11月、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、①放送ネットワークインフラの将来像、②デジタル時代における放送制度の在り方、③放送コンテンツのインターネット配信の在り方等について検討することとした（③については6(2)ア及びウ参照）。令和4年1月24日、株式会社フジメディアホールディングスは、認定放送持株会社の12地域特例について、①同社が既に11地域を保有していること、②現状は規制対象外の関係会社（議決権1/10超～1/3以下）のうち、規制対象（同1/3超）に迫る社が複数あること、及び③今後の地方経済の状況次第では、関係会社の地元株主が撤退する可能性があることから、資本政策上の課題を解決するとともに経営の選択肢を広げるため、地域制限の撤廃を要望した。

また、同日、株式会社テレビ朝日ホールディングスは、放送対象地域に係る規制について、地方における人口減少やメディア視聴環境の変化等によりローカル局の広告収入が減少していることから、固定費の抑制のため、系列局の複数地域で同一の放送ができるようにするための制度改正を要望した。

これらの要望に対し、検討会の構成員らは、マスメディア集中排除原則が、デジタル時代においてはむしろ多様性維持の制約になっていることや、通信事業者に対抗する上で放送事業者の過度な負担になっていることから、同原則の緩和に前向きな姿勢を示した。その上で、①同原則の緩和により地域情報・地域性の減少が懸念されることから、放送事業者に対し当該情報の発信を確保する仕組みを措置させること、②放送対象地域そのものを変更するのではなく、現行の地域のまま複数の地域で同一放送ができるようにすること、③同一放送地域の拡大による広告の出稿者、視聴者等への影響を考慮すること等の意見を表明した。

その後、同検討会は、意見募集を経て同年8月5日に「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を公表し、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、及び地上テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制の特例の創設（認定放送持株会社は除く。）について措置すべきとした。取りまとめ等を踏まえ、総務省令の改正について令和5年1月26日まで意見募集が行われており、また、法律事項については今国会において放送法改正案の提出が見込まれている。

(2) NHKのインターネット活用業務

ア 経緯

NHKは、平成12年にインターネットによる情報提供を、平成20年にNHKオンデマンド

⁴⁴ 令和3年9月3日総務省情報通信行政若手改革提案チーム公表

ドによる番組の有料配信を開始した。

インターネット同時配信については、平成26年に常時同時配信を除いて実施可能となり、災害情報等の同時配信が行われるようになった⁴⁵。さらに、令和元年には、常時同時配信についても実施可能となり、令和2年4月から「NHKプラス」が、インターネット上で一部NHK地上波放送の「常時同時配信」及び放送終了後7日間の「見逃し番組配信」を提供している。

令和3年8月、武田総務大臣（当時）は、インターネットを通じたコンテンツ視聴が拡大する中、インターネット配信の意義等を検証するため、テレビを保有していない者を対象とした配信について社会実証の実施を要請した。NHKは、「テレビを全く又はほとんど見ない者⁴⁶」に対して令和4年4月から行った社会実証（第一期）において、NHKの機能やサービスに高い評価を受けたことについて、インターネットを含む情報空間におけるNHKの存在意義を確認したとし、「放送で担ってきたことと同一の社会的な意義について、NHKがインターネット上で果たすことの妥当性が一定程度示されたと言えるのではないか」としている⁴⁷。

これに対し総務省は、取りまとめにおいて、「インターネット空間におけるNHKの役割・意義について（中略）一定の評価が確認できたところ、今後行われる第二期以降の社会実証の結果も注視しつつ、そのインターネット配信の在り方について引き続き検討していくべき」とした。

イ インターネット活用業務と受信料

(7) 現行制度

放送法第64条第1項により、NHKのテレビ放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結する義務を負うこととされている。その上で、NHKが定める放送受信規約第5条により、「放送受信契約者は、（中略）放送受信料を支払わなければならない」とされている。

したがって、現行制度においては、インターネットに接続された通信端末を所持することによって、NHK受信料の支払義務が生じるわけではない。

また、常時同時配信サービス（NHKプラス）の視聴について、NHKは、平成29年9月、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、常時同時配信は放送の補完と位置付けられるため、受信契約世帯の構成員は追加負担なく利用できるようにし、受信契約が確認できない場合でも、メッセージ付き画面の視聴にとどめ、新たな負担を求めるものではないとしている。

⁴⁵ 東日本大震災の際に、必須業務に付帯する業務として、震災関連のニュース番組の同時配信が実施されていた（平成23年3月11日から同月末まで）。

⁴⁶ 視聴時間が1日当たり1時間程度又は1時間未満の者

⁴⁷ NHK「インターネットでの社会実証（第一期）結果報告」（2022.6.2）

(イ) 通信設備に対する受信料徴収に関する議論

令和2年9月、NHK会長は、「公共放送の在り方に関する検討分科会」において、受信料制度は、「最終的にはテレビやインターネットなど、伝送路に関わらない総合受信料のような形になることが、より分かりやすい」とした。その上で、「総合受信料」という言葉は、通信端末でテレビと同じように番組を視聴することをアプリの導入などで確認して契約するという、いわゆるイギリス型を想定しているとした。

なお、英国では、テレビ受信料の支払対象者を、受信機を設置又は使用する者及びBBCインターネットサービス（iPlayer）を利用する者としている。

ウ 公共放送ワーキンググループ

取りまとめでは、放送コンテンツのインターネット配信の在り方に関し、①NHK、民間放送事業者等を含めたインターネット動画配信サービスの伸長等により、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がり、若者の「テレビ離れ」が加速するなど、放送を取り巻く環境が大きく変化していること、②インターネット空間では、フェイクニュース等の社会問題が顕在化していること等が課題とされた。その上で、①情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、放送コンテンツの価値を放送同時配信等によりインターネット空間にも浸透させること、②情報空間全体においてもNHKと民間放送事業者という二元体制を維持していくことが重要という認識の下、NHKにおけるインターネット配信の在り方について引き続き検討していくこと等とされた。

令和4年9月、総務省は、上記②について具体的かつ包括的に検討を行うため、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の下に「公共放送ワーキンググループ」を設け、①インターネット時代における公共放送の役割、②NHKのインターネット活用業務の在り方、③同業務に関する民間放送事業者との協力の在り方及び④同業務の財源と受信料制度について検討することとした。

なお、同ワーキンググループは、令和5年6月頃に報告を行うとしている。

(3) 令和5年10月予定のNHK受信料の値下げ

NHKは、令和3年1月13日に議決された「2021-2023年度経営計画」において、スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革による支出削減等により、事業規模の約1割に当たる700億円程度を還元の原資として確保し、衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げをする方針としていた。

令和4年10月6日、NHKは、衛星契約の受信料を令和5年10月にも1割程度値下げする方向で調整していると明らかにし、翌7日には、「NHKが、地上波のみを視聴する『地上契約』の受信料を（略）値下げする方向で最終調整している」と報じられた⁴⁸。その後、NHKは同月11日、同日の経営委員会において値下げ案を含めた2021-2023年度経営計画の修正案が大筋で了承されたことを受けて、同修正案を公表し、令和5年10月から、衛

⁴⁸ 共同通信「NHKが地上波受信料を値下げへ」（2022.10.7）

星契約の受信料を月額 220 円、地上契約の受信料を同 125 円⁴⁹それぞれ引き下げる方針を示した。

(4) NHKにおける諸問題

ア 過労死事件

平成 26 年 5 月、渋谷労働基準監督署は、NHKの記者が、平成 25 年 7 月に心不全で死亡したのは過重労働が原因であったと認定した。

これを受けて、平成 29 年 12 月、NHK会長は、「NHKグループ 働き方改革宣言」において、長時間労働を改め、過労による健康被害を起こさないという決意を表明し、平成 30 年度には、地域放送局での記者の泊まり業務集約に向けて、地域放送局に代わり報道局で各地の事件や事故の発生情報を把握することとなった⁵⁰。

しかし、このような取組が行われている中、令和 4 年 8 月、同監督署は、NHKの管理職（副部長）が令和元年 10 月に死亡した件について労災認定を行った。

これを受けて、NHKは、①デジタルを活用した業務削減や業務効率化の推進、他部局への業務派遣等のカバー体制の強化等による長時間労働の抑制、②産業医面接指導の義務化、外部有識者による健康確保施策検討会の開催、助言を踏まえた改善策の策定等による健康確保施策の実効性の向上に努めていくとしている。

イ BS1スペシャルの不適切字幕問題

NHKは、令和 3 年 12 月 26 日、BS1 スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」後編を放送したが、字幕内容の一部が事実に基づかない不確かなものであったことが判明し、お詫びの放送等を行った。

令和 4 年 1 月 24 日には、「『BS1 スペシャル』報道に関する調査チーム」を設置して原因の究明と再発防止策の検討を行い、同年 2 月 10 日、報告書を公表した。報告書では、取材・制作のあらゆる段階で真実に迫る姿勢が欠けていたとし、再発防止に向けた取組を強化するとした。

この問題について、BPOの放送倫理検証委員会は、同年 9 月に公表した「意見⁵¹」において、本件放送が放送倫理基本綱領及びNHK放送ガイドラインに反するとして、「重大な放送倫理違反があると判断する」とした。また、同月 16 日、総務省は、放送法第 5 条第 1 項⁵²の規定に抵触するとして、NHKに対し、再発防止策の徹底等を求める要請を行った。

⁴⁹ 衛星、地上いずれも口座振替又はクレジットカード等継続払の場合。

⁵⁰ NHK理事会議録（平成 30 年 7 月 24 日）

⁵¹ BPO放送倫理検証委員会「NHK BS1 東京五輪に関するドキュメンタリー番組への意見」（令和 4 年 9 月 9 日）

⁵² 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならないとされている。

ウ 受信契約案内文書のポスティング投函による郵便法違反

NHKは、令和4年12月14日、平成27年12月から令和4年1月までの約6年間にポスティング事業者等に委託して投函した受信契約案内文書のうち、返送期日を記載した文書約2,070万通について、郵便法上の「信書⁵³」に該当し、同法に違反するとして総務省から行政指導を受けたと発表した。

NHKは、行政指導を受けたことを重く受け止め、再発防止に向けてチェック体制を見直し、適正な業務体制を構築するとともに、ガバナンスの強化に一層努めるとしている。

7 郵政事業

デジタル社会における郵政事業

ア デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会

総務省が立ち上げた、新たな時代に対応した日本郵政グループに対する提言と必要な環境整備について検討を行う「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」は、令和3年7月に最終報告書を公表した。

最終報告書では、日本郵政グループのDXと保有するデータの利活用、デジタル格差解消や自治体業務の受託拡大等による地方創生・地域活性化への貢献、かんぽ生命保険の不適正募集で明らかになった法令遵守と企業統治の課題等について、日本郵政グループと総務省に期待される取組が提言されている。

イ 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会

総務省が立ち上げた、信書の秘密や個人情報保護を確保しつつ、日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進するための検討を行う「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」は、令和4年7月に報告書を公表した。

報告書においては、日本郵政グループにおける不祥事案の頻発を受け、まずは郵便局データ活用を推進するに当たっては信頼回復のための取組が必要とした上で、データ資産全てを対象とした管理体制の構築等のデータガバナンスの強化、業務効率化・適正化のためのデータ活用の推進、公的要請に応えるデータ活用の優先的推進のほか、これらの実現に当たり総務省に必要とされる取組が提言されている。報告書に基づき、「郵便事業分野の個人情報保護に関するガイドライン」の解説が改正され、大規模災害等の緊急時に日本郵便が保有する被災者情報等を地方公共団体等に提供することが可能であること等が明確化された。

また令和4年12月より、郵便局のデータ活用における取組・施策の実施に際して有識者から助言を得るため、「郵便局データ活用アドバイザリーボード」が開催されている。

⁵³ 特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書で、書状、請求書、証明書、ダイレクトメール等が該当する。なお、日本郵便株式会社、信書便事業者及びこれらの委託事業者以外の者は、何人も、他人の信書の送達を業としてはならないとされている（郵便法第4条第2項、民間事業者による信書の送達に関する法律第3条）。

ウ デジタル社会における郵便局の地域貢献に関する検討

総務省は令和4年10月、地理的・時間的な制約の克服を可能とするデジタル社会において、全国津々浦々に存在する郵便局が果たす地域貢献の在り方について、情報通信審議会に諮問した。諮問を受け情報通信審議会は同月より郵政政策部会で調査審議を進め、同年12月に「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」中間報告を公表した。同取りまとめでは、地方自治体から寄せられた郵便局への多種多様な地域貢献ニーズを整理するとともに、「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用」に関して、基本的な考えと実施すべき取組が示された。

また、松本総務大臣は同月、郵便局と市町村をオンラインでつないで、マイナンバーカードの交付に必要な本人確認を郵便局において行えるよう、「必要な法律改正を次期通常国会に向けて検討していく」と発言、関係省庁との間で検討が行われている。

8 消防行政

(1) 消防団の充実強化

非常勤職員で構成される消防団は、地域防災力の中核として極めて重要な役割を果たしているが、消防団員数は年々減少が続いている。特に近年は、人口減少、少子高齢化などによって、前年比1万人以上の減少が続き、令和4年4月1日現在の調査で、前年比2万人以上減の約78.4万人となり、初めて80万人を下回ることとなった。消防庁は、このような状況を踏まえ、報酬等の処遇改善や被雇用者、女性、学生などの多様な人材の入団を促す取組を行っている。

このうち、消防団の処遇改善に関しては、令和3年4月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」⁵⁴（以下「基準」という。）を策定し、令和4年4月1日からの適用を市区町村に要請した。この結果、令和4年4月1日時点で年額報酬が基準以上となった市区町村数は、全1,720団体中1,188団体となり、令和2年4月1日時点の492団体から大幅に上昇した。

また、多様な人材の確保に向け、令和5年度消防庁予算案では、関連予算を増額⁵⁵し、例年1月から3月にかけて重点的に実施していた消防団への入団促進広報を通年化するとともに、内容の充実化を図るなど、消防団員数の確保に向けた取組を拡充としている。

(2) 定年引上げに伴う消防本部の課題

令和5年度から、消防職員を含む地方公務員の定年が65歳まで2年に1歳ずつ引き上げられることとなった。これを受け、消防庁は、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障をきたすことなど、消防特有の課題も含めた対応を検討するため、令和4年3月に「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」を設置した。

同研究会が令和4年11月に取りまとめた報告書では、人事配置上の工夫や高齢期職員の活躍促進等を行っても、適切に災害に対応できない状況となる消防本部が生じることが懸

⁵⁴ 基準では、①消防団員への報酬は年額報酬と出勤報酬の2種類とすること、②年額報酬は「団員」階級の者について36,500円、出勤報酬は災害時1日当たり8,000円を標準額とすることなどが定められた。

⁵⁵ 令和5年度消防庁予算案では、消防団加入促進事業に前年度比0.7億円増となる1.4億円を計上している。

念されるとし、この場合においては、取り得る対応方法を全て実施した上で、必要最小限の定員の見直し（若手職員の確保）を検討する必要があると指摘している。加えて、消防庁に対しては、各消防本部が必要な消防力を確保できるよう、地方財政措置を含め、必要な助言や支援を行うことを求めている。

Ⅱ 第211回国会提出予定法律案等の概要

1 地方税法等の一部を改正する法律案（予算関連）

現下の経済情勢等を踏まえ、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、納税環境の整備、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの

2 地方交付税法等の一部を改正する法律案（予算関連）

地方団体の必要とする行政経費の財源を適切に措置するため、地方交付税の総額について改正を行うとともに、地方交付税の算定方法の改正等を行うもの

3 地方自治法の一部を改正する法律案

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行うもの

4 放送法及び電波法の一部を改正する法律案

近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、国内基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するため、複数の放送対象地域の国内基幹放送事業者が一定の条件の下で同一の放送番組の放送を同時に行うための制度を整備するとともに、一の放送対象地域において複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することを可能とする等の措置を講ずるもの

5 NHK令和5年度予算（放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件）

（参考）継続議案

○ 日本放送協会改革推進法案（中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号）

公共放送を担う者としての日本放送協会の適切な機能の確保を図るため、日本放送協会改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に推進するもの

○ インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（岩谷良平君外5名提出、第208回国会衆法第36号）

インターネット誹謗中傷^{ひぼう}の防止及び被害の迅速・確実な救済という課題に対処するため、

誹謗中傷対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的に推進するもの

- 地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外 4 名提出、第208回国会衆法第47号）
普通地方公共団体の議会の議員及び長等の出席の方法について、条例で定める方法とすることができるものとする規定を設けるとともに、参考人の出頭について、条例で定める方法により求めることができる規定を設けるもの
- NHK令和2年度決算（日本放送協会令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）（第207回国会提出）
- NHK令和3年度決算（日本放送協会令和3年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）（第210回国会提出）

内容についての問合せ先 総務調査室 相原首席調査員（内線68420）
